

＜2025（令和7）年度入学生用＞

国際関係学部履修細則

平成19年4月1日 細則第14号

改正 平成22年4月1日, 平成23年4月1日, 平成27年4月1日, 平成29年4月1日,
平成31年4月1日, 令和2年4月1日, 令和5年4月1日, 令和6年4月1日
令和7年4月1日

第1章 目 的

（目 的）

第1条 この細則は、静岡県立大学学則42条第2項の規定に基づき、授業科目の履修方法等に関し、必要な事項を定めるものとする。

第2章 履修の届出

（履 修 登 録）

第2条 学生は、定められた期間内にその学期において履修しようとする授業科目を「Web学生サービス支援システム」により登録しなければならない。

（同一時間重複履修の禁止）

第3条 同一時間に開講される授業科目は、重複して履修することができない。

（既修得授業科目の再履修）

第4条 既に単位を履修した授業科目は、履修することができない。

第3章 試験及び成績の評価

（試 験）

第5条 試験は、各学期末に期間を定めて行う。ただし、授業科目によっては随時行うことがある。

（成績の評価）

第6条 成績の評価は、試験の結果と平常の学習状況とを総合して授業科目担当教員がこれを行い、秀（100点～90点）、優（89点～80点）、良（79点～70点）、可（69点～60点）、不可（59点～0点）の5区分とし、「可」以上を合格として所定の単位を与える。

2 前項のほか、特別の必要があるときは、その他の評価をもって合格を表すことができる。

3 履修を申告し、単位を修得しなかった授業科目は、不可と判定する。

4 学生は成績評価に関する確認を申請することができる。詳細は内規による。

（成績の入力）

第7条 担当教員は、定められた期間内に成績の評価を「Web学生サービス支援システム」に入力する。

（追 試 験）

第 8 条 次の理由で試験を欠席した者に対しては、追試験を行うことができる。

- (1) 病気（ただし、医師の診断書を要する）
- (2) 忌引（1・2 親等に関し、死亡の日より 1 週間以内）
- (3) 就職に関する事由（ただし、具体的に事情の具申あるもの）
- (4) その他やむを得ない事由（ただし、具体的に事情の具申あるもの）

2 前項の事由により追試験を希望する者は、定期試験の当該科目試験終了の日から 1 週間以内に、所定の書式により学生室に届け出なければならない。

3 追試験は、原則として試験日以後 1 か月以内に行う。

4 追試験の成績の評価は、原則として「優」以下とする。

（再 試 験）

第 9 条 成績不良のため単位の修得ができなかった者に対しての再試験は行わない。

（不正行為）

第 10 条 試験において不正行為を行った者に対して国際関係学部長は、学則 57 条第 1 項に基づき懲戒処分を行うよう教授会及び教育研究審議会に提案することができる。

2 当該科目の単位を与えない。また、当該学期（通年の科目はその年度）のすべてあるいは一部の科目の履修単位も無効とすることができる。

3 第 1 項及び第 2 項に関する手続き等については別に定める。

（再 履 修）

第 11 条 単位を修得できなかった授業科目については、再び履修して単位の修得を図ることができる。

第 4 章 授業科目及び履修方法

（開設授業科目）

第 12 条 開設する授業科目及び単位数は、学則第 42 条に定めるとおりとする。

（配 当 年 次）

第 13 条 各授業科目の配当年次は、別表のとおりとする。

（成績評価平均値に基づく履修登録単位数の制限）

第 14 条 各学期に履修登録できる単位数は、GPA（成績評価平均値）に基づく CAP（履修登録単位数制限）制の対象となる。詳細は別途内規による。

（成績評価平均値に基づく履修登録単位数制限内規）

- 1 成績評価平均値に基づく履修登録単位数制限制を実施する。
- 2 成績評価は絶対評価とし、各科目担当教員の判断に任される。
- 3 GPA 制度下の成績は「秀」「優」「良」「可」「不可」の 5 段階評価とし、各段階の GP（成績評価値）は、「秀」=4 「優」=3 「良」=2 「可」=1 「不可」=0 とする。これによる GPA は各履修登録科目の単位数×GP の総和を、履修登録科目単位数の総和で除して得られる 1 単位あたりの平均値となる。

計算方法

- 1. [履修登録科目の単位数]×[GP]=その科目の成績点
- 2. [履修登録科目の成績点の合計]

3. $[\text{成績点の合計}] \div [\text{履修登録科目単位数の合計}] = \text{GPA}$ (小数点以下桁は四捨五入)

4 履修登録単位数の GPA による制限

1. 1 年生前期の履修登録単位数の制限

1 年生前期に履修登録できる単位数は 24 単位までとする。

2. 次学期履修登録単位数の GPA による制限

各学生は GPA が 3.0 以上であれば、次学期の履修登録単位数に上限はないものとするが、3.0 未満の場合には次学期の履修登録単位数は 24 単位までに制限される。

3. 履修登録単位数を制限する基準となる GPA は通算ではなく、前学期のものとする。

また、前期は 3 月 20 日、後期は 9 月 20 日の時点の GPA を基準とする。なお、復学者は休学前の学期の GPA を基準とする。

5 制限単位数を超える履修登録は認められない。

6 以下の科目については基準となる GPA および CAP 制の対象外とする。

1. 教職専門科目（授業科目名を問わない）

7 卒業要件として GPA を用いることはしない。

8 履修登録科目の成績と登録抹消

1. 履修登録をしたすべての科目は成績評価の対象となる。その科目で求められる試験および課題を満たさない場合、成績は「不可」となる。

2. 制限単位数を超える履修登録は学生が履修登録期間に修正する。当該期間に修正がなされない場合は、すべての履修登録を無効とする。

3. 学生は、前期 5 月下旬、後期 11 月下旬に定められる期間において授業科目の履修を取り消すことができる。

9 再履修と成績簿への記載

1. 「不可」科目の再履修と成績原簿・成績証明書への記載

「不可」科目については再履修した場合の成績により変更できる。成績証明書に「不可」の記録は示されないが、成績原簿には履修の記録として残されるので、GPA の計算に際してはカウントされる。

2. 「可」以上の成績科目の再履修

「可」以上の成績をとった科目の再履修は認められない。

(全学共通科目の履修方法)

第 15 条 全学共通科目に指定された科目のうちから 8 単位を修得しなければならない。

ただし、この 8 単位のうちに「しずおか学」科目群のうちから 2 単位以上及び「数理・データサイエンス・AI 入門」1 単位を含まなければならない。

(LC1 アカデミック・リテラシーの履修方法)

第 16 条 LC1 アカデミック・リテラシーの履修方法は、次のとおりとする。

(1) 国際関係学科においては、国際関係学科 LC1 アカデミック・リテラシーに指定された科目のうちから 8 単位を修得しなければならない。この 8 単位のうちに「コンピュータ・リテラシー」2 単位を含まなければならない。

(2) 国際言語文化学科においては、国際言語文化学科 LC1 アカデミック・リテラシーに指定された科目のうちから 8 単位を修得しなければならない。この 8 単位のうちに「コンピュータ・リテラシー」 2 単位を含まなければならない。

(LC2 英語コミュニケーションの履修方法)

第 17 条 LC2 英語コミュニケーションの履修方法は、次のとおりとする。

- (1) フレッシュマンイングリッシュⅠA・B、フレッシュマンイングリッシュⅡA・B 及び英語コミュニケーション A・B のすべてを修得しなければならない。
- (2) 課題探究型英語Ⅰに指定された科目のうちから 4 単位を修得しなければならない。ただし、各学期履修できる科目は原則 1 科目とする。また PBL EnglishⅠA・B は必ず A を先に履修しなければならない。
- (3) 課題探求型英語Ⅱに指定された科目のうちから 4 単位を修得しなければならない。ただし、各学期履修できる科目は原則 1 科目とする。また PBL EnglishⅡA・B は必ず A を先に履修しなければならない。

(LC3 地域実践力の履修方法)

第 18 条 LC3 地域実践力の履修方法は、次のとおりとする。

- (1) 地域言語に指定された科目である、中国語ⅠA・B～ⅣA・B、韓国語ⅠA・B～ⅣA・B、フィリピン語ⅠA・B～ⅣA・B、ドイツ語ⅠA・B～ⅣA・B、フランス語ⅠA・B～ⅣA・B、スペイン語ⅠA・B～ⅣA・B、ロシア語ⅠA・B～ⅣA・B、日本語ⅠA・B～ⅣA・B のうちから 1 言語 8 単位を修得しなければならない。ただし、日本語ⅠA・B～ⅣA・B は留学生に限る。いずれの言語も同一年度内にⅠA・B、ⅡA・B（またはⅢA・B、ⅣA・B）と連続して履修しなければならない。
- (2) 地域研究・フィールドワークに指定された科目のうちから 8 単位を修得しなければならない。

(LC4 学部基盤科目の履修方法)

第 19 条 国際政治学 A・B、人類と文化 A・B、国際関係論 A・B、日本文化論 A・B、ことばと心理 A・B のうちから 8 単位を修得しなければならない。

(ブリッジ科目の履修方法)

第 20 条 ブリッジ科目の履修方法は、次のとおりとする。

- (1) 国際関係学科においては、国際関係学科ブリッジ科目に指定された科目のうちから 12 単位を修得しなければならない。
- (2) 国際言語文化学科においては、国際言語文化学科ブリッジ科目に指定された科目のうちから 12 単位を修得しなければならない。

(専門プログラムの履修方法)

第 21 条 専門プログラムの履修方法は、次のとおりとする。

- (1) 国際関係学科においては、国際公共政策プログラム、国際開発プログラム、共生社会プログラムのうちのいずれかひとつのプログラムに指定された科目のうちから 20 単位を修得しなければならない。
- (2) 国際言語文化学科においては、グローバル・コミュニケーションプログラム、比較文化プログラム、日本研究プログラム、アジア研究プログラム、ヨーロッパ研究プログ

ラムのうちのいずれかひとつのプログラムに指定された科目のうちから 20 単位を修得しなければならない。

(自由選択科目の履修方法)

第 22 条 LC1 アカデミック・リテラシーと LC2 英語コミュニケーションと LC3 地域実践力の地域言語に指定された授業科目を除いたすべての国際関係学部専門教育科目(自由選択言語科目を含む)及び全学共通科目のうちから、26 単位を修得しなければならない。ただし、この 26 単位のうち全学共通科目は最大 8 単位までとする。したがって、卒業単位として認定される全学共通科目は最大 16 単位となる。

(演習及び卒業研究の履修方法)

第 23 条 演習及び卒業研究の履修方法は、次のとおりとする。

- (1) 演習は演習ⅠA・B、演習ⅡA・Bをそれぞれ連続して 2 単位、合計 4 単位を履修しなければならない。卒業研究は 8 単位とする。
- (2) 演習ⅠA・B、演習ⅡA・B、卒業研究は、履修を選択した専門プログラムに指定されたいずれかの科目を担当する教員の指導を受けなければならない。
- (3) 演習ⅠA・B、演習ⅡA・B、卒業研究は同一教員の指導を受けることが望ましい。少なくとも演習ⅡA・Bと卒業研究は同一教員の指導を受けなければならない。
- (4) 前項(3)の規定にもかかわらず、指導を受ける教員を変更せざるをえない事態が生じた場合の対応は、教授会もしくは学部運営委員会の審議による。その取扱いは、内規による。

第 5 章 卒業研究

(卒業研究)

第 24 条 卒業研究の取扱いについては、学則に定めるもののほか、別途内規による。

(卒業研究指導審査内規)

- 1 本学部における卒業研究の取扱いについては、学則に定めるもののほか、この内規による。
- 2 卒業研究は論文とする。
- 3 論文の分量は、(和文) 12000 字以上、または(英文) 4000 語以上とし、規格、様式、書式等については、指導教員の指示に従う。
- 4 論文の提出日時は卒業年次 1 月 11 日午後 1 時から 5 時まで、及び 1 月 12 日午後 1 時から午後 5 時までとする。ただし、1 月 12 日が土曜日・日曜日または祝日の場合は国際関係学部教務委員会が決定した日時とする。
なお、学期の終わりの一つである 9 月卒業を希望する者の論文提出日時は、7 月 31 日午前 9 時から午後 5 時までとする。(31 日が土曜日・日曜日の場合は直近の金曜日の午前 9 時から午後 5 時までとする。)
- 5 論文の提出先は学生室とする。
- 6 論文の審査は、2 人以上の教員(原則として専任)があたり、学生室の定める日までに成績を提出する。

7 この内規の運用は国際関係学部教務委員会が対応する。

(9月卒業に関する内規)

9月卒業を希望する者は4月の科目登録時に学生室にその旨を必ず申告し、受理されるものとする。

第6章 他学部授業科目の履修方法

(他学部授業科目の履修方法)

第25条 他学部開講の授業科目を履修しようとするときは、当該授業科目の担当教員の承認を得なければならない。

2 前項に基づいて履修した者には、8単位を限度として単位の認定を行い、卒業に必要な単位数に算入する。

3 第1項に基づき履修を行う場合は、所定の書式により第2条に定める期間内に届出を学生室に提出するものとする。

第7章 その他

(他大学との単位互換制度による修得単位の認定)

第26条 他大学等との単位互換協定等に基づき履修した授業科目は、専門教育科目中の自由選択科目に含めるものとし、修得単位については12単位を限度として卒業に必要な単位数に算入するものとする。

(入学前の既修得単位の認定)

第27条 学則第40条第2項に規定する単位認定を受けようとする者は、所定の書式により第1年次の授業開始後の定められた期間内に学生室に申請し、教授会の承認を得なければならない。

(その他)

第28条 この細則に定めのない事項またはこの細則により難い特別の事情があると認められる事項については、教授会の議によるものとする。

附 則

この細則は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この細則は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この細則は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

この細則は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この細則は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この細則は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この細則は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この細則は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この細則は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この細則は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この細則は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この細則は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

1 この細則は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

2 令和 6 年度以前に入学した者については、改正後の履修細則第 16 条について、なお従前の例による。